

奈良県告示第二百三号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市林小路二四 福田ビル四階	天理市東井戸堂町四 一〇一〇一〇二〇二	奈良県広告美術塗 装業協同組合	平成二十七年十 月一日